



調査の背景

通知日：令和7年3月28日 通知先：経済産業省

- 倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合、住民生活への影響は大きく、一般送配電事業者（以下「事業者」という。）や地方公共団体は迅速な対応に苦慮（令和元年の台風では東京電力管内で最大停電戸数約93万戸、復旧までに約2週間）。**停電予防のため樹木の事前伐採は有効な手段**

- 現状では、**倒木による停電被害を経験した地方公共団体において樹木の事前伐採を行うケースが多く**、事前伐採が停電予防の対策として十分に普及しているとは言い難い状況

（調査対象：23市町村、9府県、4事業者） 図1 事前伐採の作業例（三重県大台町提供）



主な調査結果

① 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等

- ✓ 府県が市町村及び事業者間の情報共有の場を設けることにより、事前伐採に取り組む事例がみられた一方で、事業者からの情報共有があれば市町村における事前伐採の検討が進展した可能性のある事例あり
- ✓ 事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む伐採候補箇所の情報を提供している事例がみられた一方で、同様の情報提供を考えていないとする事業者あり
- 事前伐採の必要性を検討する上では具体的な倒木による停電リスクを地方公共団体が把握することが必要

② 事前伐採に係る事務分担及び費用負担

- ✓ 伐採箇所の選定以外の事務の大部分や費用の全額又は大部分を市町村が負担する事例が多くみられた一方で、所有者の特定に役立つ情報を提供したり、費用を折半したりするなど事業者が負担等している事例あり
- ✓ 一部の事業者は、事前伐採は地方公共団体が主体的に取り組むものであると認識
- 事前伐採が両者が共に受益する取組であるとの認識が必要

当省の主な意見

- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体と事業者との**情報共有の機会を適時に設ける**よう促進
- 事業者に対して、**事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に提供**するよう促進
- 事前伐採は当事者が共に受益する取組であり、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、**両者の主体的な協力によって実施される旨を周知するとともに、事務分担及び費用負担の具体的な事例を収集・提供**

期待される効果

- ✓ **事前伐採の必要性の検討、必要とされる地域での実施**
- ↓
- ✓ **台風等による倒木による停電被害の減少**

停電予防を目的とした伐採（事前伐採）とは

- 停電予防を目的とした伐採には、電気事業法令に基づく伐採のほか、法令等の定めがない事前伐採（地方公共団体及び事業者が平時から連携し、荒天時の風雪等による倒木によって停電被害をもたらす可能性がある樹木を伐採するもの）がある。
- 一般的に想定される事前伐採の実施に係る主な業務は、伐採箇所の選定、所有者の探索及び伐採交渉、伐採工事の設計・施工、伐採木の処理等の事務や手順が挙げられる。

図2 停電予防を目的とした伐採イメージ

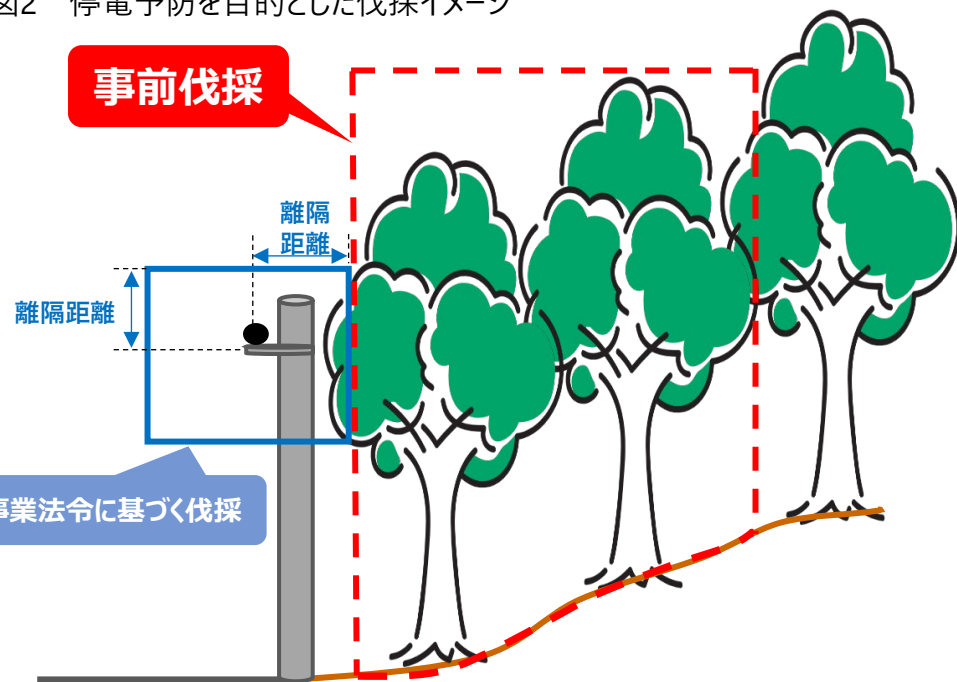


図3 停電予防を目的とした事前伐採の例（三重県大台町提供）
（伐採前） （伐採後）



表1 事前伐採の実施に係る主な業務等の流れ

- 端緒となる事象
 - 倒木による停電の発生
 - ✓ 停電による住民生活への影響や当該影響を解消するための市町村職員による対応
 - ✓ 住民からの伐採要望や首長からの予防対策の指示 等
 - 都道府県からの事前伐採に要する経費の補助事業が紹介されるなどの働き掛け
- 検討の着手
 - 事前伐採の必要性及びマンパワー・費用確保の検討
- 当事者間の協議等
 - 地方公共団体及び事業者間の情報共有並びに同事業者からの情報提供
 - 地方公共団体及び事業者間の事務分担及び費用負担の協議
- 伐採箇所の選定
- 伐採前の各種手続
 - 所有者の探索及び伐採交渉
 - 各種届出、伐採許可取得等
- 伐採工事の設計・施工
- 伐採木の処理
 - 伐採木の残置又は搬出、まきへの利用等
- 伐採跡地の管理
 - 人工造林又は天然更新

調査結果1 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等

■ 事前伐採を実施する本来の趣旨は、倒木による停電等被害の未然防止であり、仮に発災した場合の住民生活等への影響の大きさに鑑みれば、これまで被害の出していない地域であっても、地域事情等に応じて事前伐採の必要性が適時に検討され、その結果に応じて対策が講じられるなど、災害に備える不断の取組が必要と考えられる。

調査結果

地方公共団体及び事業者間の情報共有の機会と情報提供が必要な事例

① 当事者間による情報共有の機会が必要な事例

- ✓ 府県が市町村及び事業者間の情報共有の場を設けることにより、事前伐採に取り組む事例がみられた一方で、事業者からの情報共有があれば市町村における伐採箇所の決定など事前伐採の検討が進展した可能性のある事例
- 当事者間の情報共有が行われ、相互理解を深めることが重要であり、当事者による連携の場が積極的に設けられる必要

② 必要性の検討に向けた情報提供を求める意見が寄せられた事例

- ✓ 事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む伐採候補箇所の情報を提供している事例がみられた一方で、市町村への同様の情報提供を考えていないとする事業者あり
- ✓ 市町村の中には、停電予防の効果を示すことができれば、財政当局や議会に説明しやすくなるとの意見があったほか、事業者が、伐採後に倒木による停電が発生していないことを市町村に示し、事前伐採の継続協議に役立った事例
- 事前伐採の検討の際、地域における、断線時の停電による影響範囲（停電戸数や重要施設の有無等）、停電予防の効果等といった事業者が保有する情報について、情報の取扱いに留意しつつ、地方公共団体が的確に把握する必要

⇒ いずれの地域であっても、その必要性に応じて適時に実施されるべき対策であるため、全国の地方公共団体及び事業者において、その意義について共通理解を深めることが重要

そのため、双方の認識に大きな差が生じることなく、全国の必要とされる地域で実施されるよう、有効性（倒木による停電に端を発した地域住民の生活への波及、市町村職員による対応負荷等といった影響を軽減できること。）や負担が当事者にあまねく理解される必要

当省の意見

- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体に対し、事前伐採を実施することの意義が理解されるよう、事前伐採に係る有効性や負担などについて、実例を示しつつ、継続的に普及・啓発を行うこと。
- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採に係る両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。
- 事業者に対し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に対して提供するよう促すこと。

調査結果2 事前伐採に係る事務分担及び費用負担

- 事前伐採は、倒木による停電被害のみならず、道路閉塞の未然防止等にも資するため、地方公共団体及び事業者が共に受益する取組であることから、当事者である両者の主体的な協力によって実施すべきものと考えられる。
- しかし、事前伐採に係る事務分担及び費用負担について明確に規定した法令等はなく、現状、双方の個別協議に基づき事務分担及び費用負担がなされている状況である。

調査結果

① 事務又は費用の大部分を市町村が負担している事例があり、その背景として、「災害時連携計画」※の記載が事業者の認識に影響している可能性

- ✓ 当該計画を踏まえ、一部の事業者は、事前伐採は地方公共団体が主体的に取り組むものであるとの認識に基づき、一部の関わりとなっている事例
- 事業者が当事者として事前伐採に主体的に取り組むことを妨げないよう、当該計画の記載内容の見直しの余地

※ 電気事業法第33条の2に基づき、事業者10社は共同して、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための計画を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出ることが義務付けられた。当該計画には、「設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は、地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」と記載

② 現在、提供されている先行事例の情報は、当事者間の事務分担や費用負担の調整結果が中心

- ✓ 当該事務分担等に至った経緯や考え方がうかがえるものあり
 - ・ 電柱設置場所の所有者を把握している事業者が市町村の求めに応じて伐採箇所のある所有者の特定に役立つ情報を提供することになった事例
 - ・ 事前伐採は当事者として事業者も受益しているとの考えから、その費用を折半している事例
- 事務分担等に至る経緯や考え方に関する情報は、事前伐採に取り組んだことのない地方公共団体にとっては、分担を考える上で参考となるもの

当省の意見

- 地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採は当事者である両者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。
あわせて、事業者が作成する災害時連携計画における記載内容にのっとり事前伐採を推進する上での課題を把握し、改善策を検討の上、それらの結果を公表すること。
- 事務分担及び費用負担の事例を背景事情と共に収集・整理し、その結果を地方公共団体及び事業者に提供すること。